

農業振興地域整備計画の変更申出（事前相談）について

○農振計画における編入・除外・用途変更をご希望の方は、農政課へ事前相談をして下さい。事前相談による調整等が完了し、添付書類が揃った申出書について受付します。

（事前相談、法令の調整は受付期間の前月末までに完了して下さい。）

○受付後、追加書類の提出や内容の説明をお願いする場合もあります。

○除外に係る申出は、以下の農振除外要件をすべて満たしたものでなければ受付できません。

【農振除外要件（農振法第13条第2項による）】

- ア 農用地以外に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
- イ 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ウ 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- エ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- オ 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- カ 土地改良事業等の実施中、又は工事完了公告後8年未満ではないこと。

○なお、上の要件を満たしても、農地法、都市計画法、建築基準法等、他法令の許認可が見込まれない場合は農振除外の申出を受付できませんので、あらかじめご了承ください。

○これらすべてに該当していることをもって、申出内容の許可を約束するものではありません。